



お知らせ『いしり富士』

個人住民税の納め忘れはありませんか？

宗谷総合振興局税務課・利尻富士町役場会計課税務係

- 宗谷総合振興局では管内市町村と連携し、個人住民税を滞納している方に共同で催告を行います。
- 個人住民税を滞納している方は速やかに納税してください。
- やむを得ない理由により納税が困難な方は、利尻富士町役場会計課税務係まで連絡してください。
- ☆個人住民税に限らず、他の税につきましても納期限内納付をさせていただきますよう、お願いします。また、訪問・電話に応じないなど連絡がつかない方や納税誓約を履行されず、そのまま未納となりますと、法律に則り差押の前段階として財産調査をさせていただく場合もありますので、ご理解の程よろしくお願いします。

【掲載内容に関する問い合わせ先】

〒097-8558

稚内市末広4丁目2-27

北海道宗谷総合振興局 税務課

電話(0162)33-2519

【納税に関する問い合わせ先】

〒097-0101

利尻富士町役場会計課税務係

電話(0163)82-1112

自衛官採用試験のご案内

自衛隊稚内地域事務所

令和2年3・4月採用の自衛官などの採用試験を行います。

種目(受験年齢)	採用種目の概要	試験日	受付
自衛官候補生 (男女) [18才~33才未満]	3ヵ月後自衛官へ任官。一生涯の仕事として勤務又は、民間就職希望者は一定期間の勤務で様々な就職援護施策等を受けられます。	受付時にお知らせします。	年間を通じて行っております。
陸上自衛隊 高等工科学学校生徒 (一般) [15才~17才未満]	<u>中学校卒業者(見込含む)の男子が対象</u> 約3年間は、防衛省職員(非自衛官)となり、3学年修了時に自衛官に任官されます。	1次試験 令和2年 1月18日	令和1年11月1日 ~2年1月7日

■問い合わせ先：自衛隊稚内地域事務所 電話0162-23-2721

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

令和元年10月3日から**最低賃金は 861円**に改定されます。

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。)に適用されます。

さけ釣りに関するルール及びマナーについて

産業振興課水産港政係

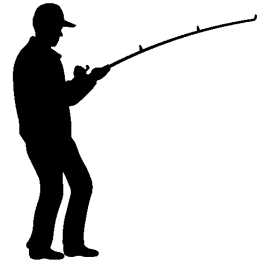
さけの来遊に伴い、さけ釣りシーズンが始まっておりますが、下記のとおりルールやマナーを守って釣りをされますよう、ご協力よろしくお願いたします。

※ 次による漁具・漁法の禁止

- ・水中に電流を通す漁法、やす・かぎ引っかけを使用する漁法など。

※ 共通のマナー

1. 天候や海況だけでなく、自分の体調も確認しどんな時でも安全に気をつけましょう。
2. 密漁をしてはいけません。
3. ゴミのポイ捨て、出たゴミや残った餌、釣り針などは持ち帰るように徹底願います。
4. 釣り上げた魚の川の投げ捨て、岩場の放置などもやめて下さい。各自で持ち帰るようにしましょう。
5. トイレマナーの悪さが報告されています。モラルとルールを守りましょう。
6. 港湾、漁港は漁業生産の基盤施設です、迷惑駐車をしないように気をつけましょう。
7. 私有地、空き地、干場などにも駐車しないようご協力をお願いいたします。
8. 港のロープが切られるなどの事例が発生しています。迷惑行為が続くようであれば利用規制せざるをえないため、マナーの徹底をよろしくお願いたします。



さけ環境保全に係る協力金のお願いについて

利礼地域さけます資源増大対策協議会

利礼地域さけます資源増大対策協議会では、毎年さけふ化放流事業として、約1,900万尾のさけ稚魚を放流しています。

しかし、近年では沿岸域の水温の上昇などによる環境変化から、さけの生産性が安定しない状況が続いており、ふ化放流事業等の運営経費確保も不安定な状態となっています。

このため、さけ釣り愛好者の皆さまから、ふ化放流事業、地域振興事業等を支援していただくことを目的に「さけ環境保全協力金」をお願いしております。

趣旨にご理解・ご賛同いただける方は、下記窓口にて受付を行っておりますので、協力金のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

- ・受付窓口 利尻富士町産業振興課内
(利礼地域さけます資源増大対策協議会事務局)
- ・受付時間 8:30~17:15まで(土・日・祝日はのぞく)
- ・協力金 1口1,000円よりお願いたします。
- ・問合せ先 産業振興課水産港政係 (TEL:0163-82-1350)



総合交流促進施設「北のしーま」の閉館時間変更について

鬼脇支所

令和1年10月1日から令和2年4月30日までの期間、総合交流促進施設「北のしーま」の閉館時間は、下記のとおり変更になります。

変更前 閉館時間：午後9時

変更後 閉館時間：午後8時30分

※ 入館は、30分前の午後8時までとなります。

インフルエンザ予防接種について

総合保健福祉センターすこやか保健係

インフルエンザ流行に備えて、今年も下記のとおり予防接種を実施いたします。予防接種は感染予防と重症化を防ぐのに有効であるといわれています。予防接種を希望される方は必ず期日までにお申し込み下さい。

● 接種日時・場所

【鷺泊地区】鷺泊診療所 受付時間：午後2時00分～午後4時

10月 23日(水)・30日(水)

11月 6日(水)・13日(水)・20日(水)・27日(水)

12月 4日(水)・11日(水)・18日(水)

【鬼脇地区】鬼脇支所 受付時間：午後2時30分～午後3時

10月 31日(木)

11月 7日(木)・14日(木)・21日(木)・28日(木)

12月 5日(木)・12日(木)



● 接種回数・接種間隔

生後6ヶ月～12歳まで：2回接種（約3週間の間隔をあけて2回目の接種となります。）
13歳以上：1回接種

● 接種料金(1回の接種にかかる料金)

高校生以下 無料

上記以外～64歳まで 2,000円、65歳以上 1,000円、生活保護世帯 無料

→ 子どもたちのすこやかな成長を願って、本州在住の方から町に寄付を頂きましたので、今年度、高校生以下の方は無料で接種できます。



● 予約期間・申し込み

接種を希望する方は、必ず期日までにご予約ください。予約をしないと接種はできませんのでご注意ください。

～**11月15日(金)までに、保健センター(82-2320)へ**

● 予診票について

保健センター・鬼脇支所 に接種日に使う予診票が置いてありますので、お申し込みが済んだ方はお受け取り下さい。

65歳以上の方で、予診票を受け取りに行くのが困難な方には配布いたしますので、予約の際にその旨お知らせ下さい。

● 注意事項(※申し込みの前に必ずお読み下さい。)

- * 予約は保健センターのみで行っております。来所でお申し込みをされる場合は、右記の申込書をご利用頂くと受付がスムーズです。(予約は申込書がなくても可能です。)
- * 2回の接種が必要な13歳未満の方は、**1回目の接種を必ず10月、11月中に済ませて**ください。2回目の接種を無料で受けられなくなる可能性があります。
- * **予約日時に来所できなくなった場合は、お早めに必ずご連絡ください。**
- * けいれんの既往がある方、鶏卵など鶏由来のものに対してアレルギー症状を呈する恐れのある方、病気の治療中の方は、お申し込み前に主治医とよくご相談下さい。
- * ワクチンの予防効果が期待できるのは、接種後2週間～5ヶ月間程度と考えられています。

受付 No.

インフルエンザ予防接種 申込書

接種場所 ご希望の場所に○をつけてください。 鴛泊診療所・鬼脇支所

接種日 ご希望の接種日を記入してください。 _____ 月 _____ 日

※ 左記のページをご覧ください。ご記入願います。

電話番号 … _____

住所	氏名	生年月日	接種当日の年齢	回数	保険	備考
				1回/2回	国保/国保以外	
				1回/2回	国保/国保以外	
				1回/2回	国保/国保以外	
				1回/2回	国保/国保以外	
				1回/2回	国保/国保以外	

----- きりとり -----

療育（子ども医療）相談について

総合保健福祉センター すこやか保健係

今年も小児科の先生と言語聴覚士による子ども医療相談を実施します。

離島でなかなか小児科へ受診できない方や、子どもの症状、しぐさ、成長など気になることがありましたら、この機会に是非受診してみませんか。家族や友人、保育士、保健師に相談してみるのもよいと思いますが、気になっていることや不安に感じていることを専門家に診てもらい解決に向けて動くことで、前向きに子どもと向き合える機会となります。

お問い合わせ・・・総合保健福祉センター（82-2320）

【日時】 令和元年 11月 14日（木） 午前9：00～午後5：00
※人数に限りがございますので、希望される方は、10月23日（水）までに保健センターにご連絡ください。

【場所】 総合保健福祉センター

【対象者】 18歳未満の子どもとその家族

【相談員】 小児科医師、言語聴覚士

【相談内容例】

- 子どもの病気、健康、保健に関すること
- 子どもの事故に関すること
- 子どもの発育、発達（仕草で気になる、言葉が遅い、歩行が遅い等）に関すること
- 子どもの虐待に関することなど





お知らせ『りしり富士』

キャッシュレス・ポイント還元事業に関する消費生活相談窓口について

産業振興課商工観光係

キャッシュレス・消費者還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。事業開始に伴い、個人情報の聞き出し等の詐欺行為や不適切な営業が、今後発生する可能性があります。各自ID・パスワードなどの個人情報の取扱いには注意して頂き、本事業の事務局より個別に口座番号を電話で聞き取るなどの行為は行っておりませんので、そういった事例が発生した場合は下記「キャッシュレス・消費者還元事業事務局」フリーダイヤルまでご相談願います。

ポイント還元窓口 消費者向け
(キャッシュレス・消費者還元事業)



0120-010975

受付時間 平日10:00～18:00 (土・日・祝日を除く)
※本制度名称を騙り、個人情報を聞き出そうとする電話等にご注意ください。



【参考】「ポイント還元事業」ホームページ ⇒ <https://cashless.go.jp/>



☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

「行政相談」及び「人権擁護」特設相談所合同開設のお知らせ

◆10/7～10/13まで行政相談週間です◆

下記の日程にて「暮らしのなんでも相談所！人権擁護委員と合同開催!!」を開設します。

- 行政相談…役場に申請をしたが、手続きが進まない。道路が崩れていて危険。窓口に行きづらい等々行政分野の要望・苦情についての相談に応じます。
- 人権擁護相談…架空請求、育児の悩み、近隣との争い、家庭内トラブル（夫婦・離婚・扶養・相続）、借地、借家、不動産売買、金銭貸借、学校での「いじめ・体罰」など多岐の相談に応じます。

難しい手続きもありませんし、相談は無料です。相談内容についての秘密は堅く守られますので、どうぞお気軽にお越しください。

※ 日時 令和元年10月10日(木) 午前10時から午後3時まで

場所 総合交流促進施設 りぷら (交流室)

行政・人権擁護相談員 佐藤 千恵子(鴛泊字栄町)

人権擁護相談員 味噌 律子(鬼脇字鬼脇)



飛行機及びフェリーの離島住民割引運賃の変更について

総務課企画調整係

10月1日からの消費税改正により、下記のとおり飛行機及びフェリーの離島割引運賃が変更となりますので、お知らせいたします。

○飛行機

区 間	区 分	9月30日まで		10月1日から	
		普通運賃	住民割引運賃	普通運賃	住民割引運賃
利尻～丘珠（JAL）	通常期	24,200円	11,500円	24,600円 （+400円）	11,800円 （+300円）
	繁忙期	26,400円	11,500円	26,900円 （+500円）	11,800円 （+300円）
利尻～新千歳（ANA）	通常期	26,300円	14,000円	26,800円 （+500円）	14,400円 （+400円）
	繁忙期	28,800円	14,000円	29,350円 （+550円）	14,400円 （+400円）

平成29年4月1日から施行された有人国境離島法により、離島住民割引運賃でご利用いただいておりますが、この運賃は制度により『新幹線並みの運賃』とすることとされており、今回は消費税の改正に伴い新幹線の運賃も改正されたことに合わせて、変更されるものです。

○フェリー

区 間	区 分	9月30日まで		10月1日から	
		普通運賃	住民割引運賃	普通運賃	住民割引運賃
鶯泊～稚内	大人（2等）	2,500円	1,130円	2,550円 （+50円）	1,360円 （+230円）
	小人（2等）	1,250円	560円	1,280円 （+30円）	680円 （+120円）
鶯泊～香深	大人（2等）	910円	360円	920円 （+10円）	440円 （+80円）
	小人（2等）	460円	180円	460円 （±0円）	220円 （+40円）

平成29年4月1日から施行された有人国境離島法により、離島住民割引運賃でご利用いただいておりますが、この運賃は制度により『JR在来線並みの運賃』とすることとされており、今回は消費税の改正に伴いJR在来線の運賃も変更されたことに合わせて、変更されるものです。

※フェリー運賃自体は消費増税分しか値上されておきませんが、JR運賃が消費増税分以上に値上されたことから、制度上普通運賃の値上以上に住民割引運賃が値上されている状態となっております。

☆離島住民割引の設定がない1等運賃や自動車航送運賃等の各種運賃についても、消費増税分が値上されております。

☆精神障がい者割引の開始について

ハートランドフェリーでは、2020年に開催される東京パラリンピックを見据え、本年10月1日より、精神障がい者割引を以下のとおり開始することといたしましたので、お知らせいたします。

- ・適用条件 ～ 「精神障がい者保健福祉手帳」をターミナル窓口へ提示してください。
- ・適用内容 ～ 「1級」の場合は、ご本人及び介護者1名について5割引き。
「2級」及び「3級」の場合は、ご本人のみ5割引き。

消費税率改正に係る使用料及び手数料の変更について

利尻富士町

10月1日からの消費税改正により、下記のとおり使用料及び手数料を変更いたしますので、お知らせいたします。

1. 上下水道使用料・手数料について

●水道使用料（10月1日以降の検針に係るもの）

区 分		10月分まで		11月分から	
		基本水量	基本料金（月額）	基本水量	基本料金（月額）
専用給水	家事用	7 m ³	1,540 円		1,580 円
	官公庁・役場・学校・保育所・団体	15 m ³	3,090 円		3,170 円
	学校給食共同調理場	130 m ³	19,570 円		20,120 円
	病院・診療所	200 m ³	16,480 円		16,950 円
	営業用1	15 m ³	3,090 円		3,170 円
	営業用2	25 m ³	3,600 円		3,700 円
	営業用3	45 m ³	5,660 円		5,820 円
	営業用4	150 m ³	12,360 円		12,710 円
	工業用	200 m ³	19,570 円		20,120 円
	車庫等	5 m ³	1,030 円		1,050 円
特別用		10 m ³	4,120 円		4,230 円
超過料金（基本水量を超える水量1 m ³ につき）			160 円		160 円
船舶・動力工業用（1 m ³ につき）			310 円		310 円
メーター使用料 口径13mm			210 円		210 円
メーター使用料 口径20mm			280 円		280 円
メーター使用料 口径25mm			290 円		290 円
メーター使用料 口径40mm			460 円		470 円
メーター使用料 口径50mm			1,500 円		1,540 円

●下水道使用料（10月1日以降の検針に係るもの）

区 分		10月分まで		11月分から	
		基本水量	基本料金（月額）	基本水量	基本料金（月額）
一般の汚水	一般家庭	7 m ³	1,260 円		1,290 円
	営業用	7 m ³	2,100 円		2,160 円
超過料金（基本水量を超える水量1 m ³ につき）			126 円		129 円
利尻富士温泉		500 m ³	35,000 円		35,990 円
超過料金（基本水量を超える水量1 m ³ につき）			63 円		64 円

●水道手数料（指定給水装置工事事業者に係るもの）

区 分	9月30日まで		10月1日から	
	1回につき		1回につき	
給水装置工事に係る設計審査（材料の確認を含む。）	515 円		550 円	
給水装置工事に係る工事の検査	515 円		550 円	
給水装置の基準違反の確認	515 円		550 円	
指定給水装置工事事業者の指定及び更新	[新 設]		4,400 円	

●下水道手数料（排水設備指定工事店に係るもの）

区 分	9月30日まで		10月1日から	
	1件につき		1件につき	
責任技術者の登録及び更新	1,050 円		1,100 円	
指定工事店の指定及び更新	4,200 円		4,400 円	
排水設備等工事の検査	1,050 円		1,100 円	

【お問い合わせ先：建設課上下水道係 ☎82-2511】

2. 総合交流促進施設りづら使用料について

区 分	9月30日まで		→	10月1日から	
	基本料(1時間につき)			基本料(1時間につき)	
集会室	1,600円			1,670円	
多目的交流室	400円			410円	
町民ホール	400円			410円	

※その他の部屋につきましては、利用料の変更はありません。

※10月1日～4月30日までの期間は暖房料も加算されます。

※なお、町内の各団体等の使用料については、全額又は一部が免除されます。

【お問い合わせ先：総務課企画調整係 ☎82-1112】

3. 火葬場及び霊柩車使用料について

●火葬場使用料

区 分	9月30日まで		→	10月1日から	
	使用料			使用料	
1体につき(町民)	20,000円			20,950円	
1体につき(町民以外)	30,000円			31,420円	

●霊柩車使用料

区 分	9月30日まで		→	10月1日から	
	使用料			使用料	
1回につき	10,000円			10,470円	

【お問い合わせ先：福祉課国保衛生住民係 ☎82-1113】

4. 体育施設使用料等について

区分	9月30日まで			→	10月1日から		
	年間使用料	大会	シーズン券		年間使用料	大会	シーズン券
地域青少年会館	6,000円	—	—		6,280円	—	—
総合体育館	6,000円	1,000円	—		6,280円	1,040円	—
富士見ヶ丘球場	5,000円	1,000円	—		5,230円	1,040円	—
テニスコート	—	—	2,000円		—	—	2,090円
翔武館	6,000円	—	—		6,280円	—	—
鴛泊・鬼脇スキー場	—	—	2,000円		—	—	2,090円
富士見ヶ丘運動広場	5,000円	1,000円	—		5,230円	1,040円	—
富士見ヶ丘・旭ヶ丘パークゴルフ場	—	3,000円	3,000円		—	3,140円	3,140円

※1日券については、変更ありません。

※なお、町内の各団体等の使用料については、全額又は一部が免除されます。

【お問い合わせ先：教育委員会 ☎82-1370】

5. 鬼脇公民館使用料について

区分	9月30日まで		→	10月1日から	
	室料	暖房料		室料	暖房料
大会議室	250円	70円		260円	70円
夏季全館	470円	—		490円	—
冬季全館	550円	—		570円	—

※その他の部屋につきましては、利用料の変更はありません。

※なお、町内の各団体等の使用料については、全額又は一部が免除されます。

【お問い合わせ先：鬼脇公民館 ☎82-1321】

